

## 公 告

次の事業について、公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続）を実施するので、次のとおり公告する。

平成30年9月10日

高砂市病院事業管理者 大野 徹

### 記

- 1 事業名  
高砂市民病院売店（日用品）運営事業
- 2 公告内容  
別紙のとおり

## 1 使用許可期間

平成31年1月1日から同年3月31日まで。ただし、履行上問題がなく、管理者及び運営事業者双方に異存がない場合は、最長3年まで使用許可期間を延長することができるものとする。

## 2 履行場所

高砂市民病院食堂棟内売店(1)  
高砂市荒井町紙町33番1号

## 3 業務内容

仕様書のとおり

## 4 参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 高砂市病院事業契約規定(昭和63年高砂市病院事業管理規定第17号)において読み替えて準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (4) 高砂市の指名停止期間中でないこと。公告日から受注予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消すものとする。
- (5) この公告の6(1)に掲げる書類が提出できること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (7) 平成25年4月1日から平成30年7月31日までに、当該売店と同等の運営(受託による運営を含む。)を3年以上した実績を有すること。また、フランチャイズ契約を締結予定である者は本部がその実績を有すること。

## 5 参加上の注意事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、高砂市契約規則、高砂市病院事業契約規程、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程(昭和63年高砂市病院事業管理規定第9号)、その他指示事項(以下「関係法令等」という。)を確認の上、参加すること。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できる。

## 6 参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次のアからカまでに掲げる書類（以下「申込書類等」という。）を指定期日までに高砂市民病院事務局総務課財務係まで持参又は郵送により提出するものとする。この場合において、申込書類等は、封筒等に封入封かんし、提出すること。

ア プロポーザル参加申請書（1部／様式第1号・指定）

イ 業務提案書（表紙1部／様式第2号・指定、提案書類6部／任意様式、次の項目（評価項目）について詳細な内容を記載すること。）

- ・売店（日用品販売）運営の方針及び運営実績
- ・運営体制
- ・トラブル対応
- ・販売品目の設定及び根拠
- ・レイアウト、開店までのスケジュール等

ウ 直近3期分の決算報告書（財務諸表）（写し1部）。個人の場合は、確定（青色・白色）申告時の決算書又は収支内訳書（写し1部）

エ 関連業務実績表（様式第3号・指定。可能な限り多く記載すること。様式第3号を表紙とし、同内容の別添可）。フランチャイズ契約を締結予定である者は、その旨を管理者に申し立てる（任意様式）ことにより、本部の実績とすることができるものがあるものとする。

オ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等（写し1部／1施設分、契約金額等は削除可）。フランチャイズ契約を締結予定である者は、本部の実績が確認できる書類でも可能とする。

カ 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次表に掲げる書類（該当書類各1部）

書 類	内 容	法人	個人
登記事項証明書	平成30年8月1日以後に証明されたもの	○	×
住民票抄本	住所、氏名及び生年月日が証明できるもの 平成30年8月1日以後に証明されたもの	×	○
代表者身分 （身元）証明書	代表者の本籍地で証明のもの 平成30年8月1日以後に証明されたもの	×	○
納税証明書	国税の納税証明書 ※所轄の税務署発行のもの（電子納税証明書は不可）	×	○
	個人の場合は、申込代表者名義のもの。様式「その3の2」 平成30年8月1日以後に証明されたもの 法人の場合は、申込法人名義のもの。様式「その3の3」 平成30年8月1日以後に証明されたもの	○	×

	市税完納証明書 ※高砂市発行のもの	市内に本店がある場合（本店分） 又は市内の支店等に権限を委任している場合（本店、支店等分）に限る。 個人の場合は申込代表者名義のもの、法人の場合は申込法人名義のもの 平成30年7月1日以後に証明されたもの	△	△
委任状	支店等で申込みをする場合 委任者は本店とし、受任者は支店等とすること。 内容：プロポーザル参加申請、行政財産許可申請、協定書締結、行政財産使用料支払等 ※委任期間は、申込日以前から平成31年3月31日まで		△	△

○：提出を必要とするもの

×：提出を必要としないもの

△：該当する場合のみ提出を必要とするもの

(2) 申込書類等の提出期間は、次のとおりとする。事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

また、申請書類等が期限内に到達しないとき又は不備があるときは受付できない。

提出期間 平成30年9月27日（木）から同年10月2日（火）15時まで

持参の場合の受付時間は、平日8時30分から12時まで及び13時から17時まで（最終日は15時まで）とする。

郵送の場合は、期限内必着（最終日は15時まで）とする。

(3) 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことができない。

(4) 参加を希望する者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を高砂市民病院ホームページで確認した後、申込書類等を提出すること。

(5) 仕様書及び指定様式等は、高砂市民病院ホームページからダウンロードすること。

## 7 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に質疑がある場合は、次のアに掲げる期間内に、質問書（様式任意）により電子メールで問い合わせ、その旨を電話連絡すること（電話又はFAXによる質問には応じることができない。）。

ア 期 間 平成30年9月18日（火）から同年9月21日（金）13時まで

イ メールアドレス tact5510@city.takasago.lg.jp

ウ メール表題 「売店プロポ質問」

エ 記載内容 質問、氏名又は名称、担当者職氏名及び電話番号

(2) 質問に対する回答は、平成30年9月26日(水)12時から高砂市民病院ホームページで公表する。回答は、この要領、仕様書その他関係資料の追加及び修正とみなす。

## 8 現場説明及び売店現地案内

運営要件等の内容及び現地確認のため、現場説明及び現地案内を希望する場合は、現場説明等参加申込書(様式第4号)に所定の事項を記入し、電子メールで申し込み、その旨を電話連絡すること。希望のあった事業者と日程協議の上、後日現場説明及び売店現地案内を実施する。なお、参加人数は、1事業者3名までとします。

ア 提出期限 平成30年9月14日(金)14時まで

イ メールアドレス tact5510@city.takasago.lg.jp

ウ メール表題 「売店プロポ現場説明」

## 9 選定方法

### (1) 書類選考の実施

申込書類等に基づき、売店(日用品)運営業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)による書類選考を実施する。

書類選考による結果は、平成30年10月3日(水)までに通知する。

なお、書類選考の結果、提案説明を実施することとなる参加者には、当該文書の中で提案説明の時間帯を通知する。

### (2) 提案説明の実施

ア 日時 平成30年10月11日(木) 午後(予定)

イ 場所 高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

### (3) 最優秀提案者等の選定

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングを別に定める評価票に基づき選定委員会の委員が評価し(加算方式)、最も評価点の高い者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い者を次点者として選定する。

なお、応募が1者の場合は、評価結果によりその者を最優秀提案者としない場合がある。

### (4) 選定結果の公表

選定結果は、高砂市民病院ホームページで公表する。

なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ又は異議申立てに対しては応じることができない。また、選定結果及び選定された提案内容は、公表する場合がある。

## 10 選定後の手続

審査により最優秀提案者として選定された者を優先交渉権者として使用に関する条件の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(1) 優先交渉権者に選定された事業者との交渉は、高砂市民病院において速やかに行うものとする。

(2) 使用方法は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可と

します（行政財産の目的外使用許可は、借地権、営業権等の司法上の権利を認めるものではない。）。また、当該目的外使用許可の手続は高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程に基づき行う。

- (3) フランチャイズ契約締結予定を要件として参加した者は、フランチャイズ契約を締結し、管理者からの使用許可予定日以前に、その契約書の写しを管理者まで提出しなければならない。

## 11 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認めるときは、公募型プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがある。この場合においては、公募型プロポーザル方式に要した費用を高砂市に請求することはできない。

## 12 異議の申立て

参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、この公告及び関係法令等の公募型プロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 13 その他留意事項

### (1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

### (2) 著作権

参加者が提出する書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

### (3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、字句の誤り以外は変更できない。また、同一の参加者が2以上の提案をすることはできない。

なお、提出された書類は、一切返却しない。

### (4) 提案に関して使用する言語等

提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (5) 高砂市提示資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

### (6) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 契約締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

ウ 契約締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている場合

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 指定日時に提案説明をしなかった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

- キ プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合
- ク その他不正な行為を行った場合

<問合せ先>

高砂市民病院事務局総務課財務係（2階事務所）

所在地 : 〒 676-8585

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

電話番号 : 079-442-3981 (内線5270)

FAX : 079-442-5472